

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課（室）名
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
○東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の条例	〃
○県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例	県民生活環境課
○長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	港 湾 課
○長崎県営住宅条例の一部を改正する条例	住 宅 課
○長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例	交 通 局

条 例

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第29号

長崎県税条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（個人の県民税又は森林環境税に係る徴収金の払込みに関する報告） 第11条 市町村が法第739条の4第2項の規定によって個人の県民税に係る徴収金又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金を払い込む場合は、その払込状況について知事に報告書を提出しなければならない。 （環境性能割の税率） 第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。 （1）次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を	（個人の県民税に係る徴収金の払込みに関する報告） 第11条 市町村が法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合は、その払込状況について知事に報告書を提出しなければならない。 （環境性能割の税率） 第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。 （1）次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電

備えているもので省令で定めるものをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「排出ガス保安基準」という。)で省令で定めるもの(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

ウ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

ウ 略

ウ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦及びイ) 略

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超

する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。)を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「排出ガス保安基準」という。)で省令で定めるもの(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

ウ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

ウ 略

ウ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦及びイ) 略

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超

えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

- (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率）以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

- (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

㊦ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

㊦ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a. 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b. 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦～㊧ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

㊨ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

㊧ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

㊧ エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦～㊧ 略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

㊧ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

- (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車
- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- ア 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- ア 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車
- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- ア～ウ) 略
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- ア 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- ア 次のいずれかに該当すること。
- ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
- ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- ア～ウ) 略
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- ア 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油

<p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 略 (不申告等に関する過料)</p> <p>第98条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第7条第2項の認定を受けていない県税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないもののうち、同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかったもの</p> <p>(2) 第28条、第64条、第69条又は法第72条の55若しくは法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者</p>	<p>軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>3 略 (不申告等に関する過料)</p> <p>第98条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第7条第2項の認定を受けていない県税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないもののうち、同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかったもの</p> <p>(2) 第28条、第64条、第69条又は法第72条の55若しくは法第745条第1項において準用する法第383条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者</p>
--	---

第2条 長崎県税条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下同</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。）のう</p>

じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。)を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

ウ～カ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

(3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

ウ～カ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

(3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

㊧ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の85を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

ウ～カ 略

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の70を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の75を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

ウ～オ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の70を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の75を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の70を乗じて得た数値以上である

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の80を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

ウ～カ 略

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効りに100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の60を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の70を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

ウ～オ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の60を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の70を乗じて得た数値以上であること。

㊨ 略

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 略

㊧ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効りに100分の60を乗じて得た数値以上である

<p>こと。 イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの （ア）略 （イ）エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。 （ウ）略 ウ及びエ 略 オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの （ア）略 （イ）エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 略</p>	<p>こと。 イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの （ア）略 （イ）エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。 （ウ）略 ウ及びエ 略 オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの （ア）略 （イ）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- この条例中第1条の規定は令和6年1月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
（自動車税に関する経過措置）
- 第1条の規定による改正後の長崎県税条例第59条の規定は、令和6年1月1日（以下この項において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の長崎県税条例第59条の規定は、令和7年4月1日（以下この項において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、令和6年1月1日から施行日の前日までに取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第30号

東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の条例

（東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例の廃止）

第1条 東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例（平成24年長崎県条例第7号）は、廃止する。

（ながさき森林環境税条例の一部改正）

第2条 ながさき森林環境税条例（平成18年長崎県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例） 第2条 平成19年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、<u>県税条例第10条</u>の規定にかかわらず、同条に規定する税率に500円を加算した額とする。</p>	<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例） 第2条 平成19年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、<u>東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例（平成24年長崎県条例第7号）第1条</u>の規定にかかわらず、同条に規定する税率に500円を加算した額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による廃止前の東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例第1条の規定は、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税について、なおその効力を有する。

3 第2条の規定による改正後のながさき森林環境税条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第31号

県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例

県民ボランティア活動支援センター条例（平成12年長崎県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第8条 支援センターの開館時間は、午前9時から午後9時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第8条 支援センターの開館時間は、午前9時から午後10時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第32号

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																												
<p>(一般使用の期間)</p> <p>第7条 知事は、一般使用の許可にあつては<u>1月以内</u>の使用期間を定めるものとする。ただし、相当の理由があると認めるときは、<u>1月を超えて使用期間を定めることができる。</u></p> <p>別表第1（第13条関係） その1 通常使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">港湾施設</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位区分</th> <th colspan="2">料金(単位 円)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>長崎港</th> <th>その他の港</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 岸壁、 栈橋(浮 栈橋を 含む。)及</td> <td rowspan="2">略 荷置料</td> <td rowspan="2">(一般使用) 1月1平方メ ートルにつき</td> <td>149.10</td> <td>114.90</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	区分	単位区分	料金(単位 円)		備考	長崎港	その他の港	1 岸壁、 栈橋(浮 栈橋を 含む。)及	略 荷置料	(一般使用) 1月1平方メ ートルにつき	149.10	114.90		<p>(一般使用の期間)</p> <p>第7条 知事は、一般使用の許可にあつては<u>15日</u>（岸壁及び物揚場の荷置許可にあつては<u>5日</u>）以内の使用期間を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、相当の理由があると認めるときは、<u>期間を定めて前項の使用期間の延長を許可することができる。</u></p> <p>別表第1（第13条関係） その1 通常使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">港湾施設</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位区分</th> <th colspan="2">料金(単位 円)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>長崎港</th> <th>その他の港</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 岸壁、 栈橋(浮 栈橋を 含む。)及</td> <td rowspan="2">略 荷置料</td> <td rowspan="2">(一般使用) 5日まで、<u>1</u> 日1平方メー</td> <td>3.83</td> <td>2.79</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	区分	単位区分	料金(単位 円)		備考	長崎港	その他の港	1 岸壁、 栈橋(浮 栈橋を 含む。)及	略 荷置料	(一般使用) 5日まで、 <u>1</u> 日1平方メー	3.83	2.79	
港湾施設				区分	単位区分		料金(単位 円)					備考																	
	長崎港	その他の港																											
1 岸壁、 栈橋(浮 栈橋を 含む。)及	略 荷置料	(一般使用) 1月1平方メ ートルにつき	149.10	114.90																									
			港湾施設	区分	単位区分	料金(単位 円)		備考																					
長崎港	その他の港																												
1 岸壁、 栈橋(浮 栈橋を 含む。)及	略 荷置料	(一般使用) 5日まで、 <u>1</u> 日1平方メー	3.83	2.79																									

び物揚場							
略							
2～4 略							
5 上屋	元船上屋使用料	1 (一般使用)	675.0	—			
		1月1平方メートルにつき					
		2 略	略	略	略		
略							
福江港大波止新上屋使用料	1 (一般使用)	1月1平方メートルにつき	—	564.0			
		略					
上記以外の上屋使用料	1 (一般使用)	コンクリート鉄骨造	1月1平方メートルにつき	264.0	231.0		略

び物揚場		トルにつき					
		6日以上、1日1平方メートルにつき		4.97		3.83	
略							
2～4 略							
5 上屋	元船上屋使用料	1 (一般使用)	16.7	—			
		貨物搬入の日から15日以内 1日1平方メートルにつき					
		2 略	略	略	略		
福江港大波止新上屋使用料	1 (一般使用)	貨物搬入の日から15日以内 1日1平方メートルにつき	—	13.9			
		略					
上記以外の上屋使用料	1 (一般使用)	コンクリート鉄骨造	1月1平方メートルにつき	6.5	5.4		略
		木造	1月1	5.5	4.4		

<p>(1)~(4) 略</p> <p>2 単身入居する者の県営住宅は、居室（寝室、食事室兼台所又は居間をいう。）の数が3室以下の規模の住宅（以下「小規模住宅」という。）とする。ただし、これにより難しい場合には、知事が別に定める規模の住宅とすることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>オ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p>カ <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>キ <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ク <u>配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>ク <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>2 前項の単身入居有資格者の入居する県営住宅は、居室（寝室、食事室兼台所又は居間をいう。）の数が3室以下の規模の住宅（以下「小規模住宅」という。）とする。ただし、これにより難しい場合には、知事が別に定める規模の住宅とすることができる。</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第34号

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表第1（第9条関係）				別表第1（第9条関係）			
運賃	車種	上限額	下限額	運賃	車種	上限額	下限額
キロ制運賃 (1キロメートル当たり)	大型車	210円	140円	キロ制運賃 (1キロメートル当たり)	大型車	150円	100円
	中型車		120円		中型車		90円
	小型車		100円		小型車		80円
時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	9,130円	6,330円	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	6,910円	4,790円
	中型車		5,350円		中型車		4,040円
	小型車		4,590円		小型車		3,470円
備考 略				備考 略			
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）			
料金		上限額	下限額	料金		上限額	下限額
交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1キロメートル当たり)	10円	10円	交替運転者 配置料金	キロ制運賃 (1キロメートル当たり)	10円	10円
	時間制料金 (1時間当たり)				3,190円		
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金)の 2割の額		深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金)の 2割以内の額	
備考 略				備考 略			

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
一一一
四一

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に締結された契約に基づく運賃及び料金については、なお従前の例による。

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト